

鈴鹿市公告第 2 9 号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定による負傷した動物の収容について、三重県鈴鹿保健所長から通知があったので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 保管期限

令和 7 年 6 月 9 日

2 引き取りし、又は収容した動物

番号	保護日時	保護場所	動物種	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他の特徴
1	令和 7 年 5 月 3 1 日	鈴鹿市 神戸	猫	雑種	茶トラ 短毛	雌	中	9 1 日以上	

3 連絡先

鈴鹿市環境部環境政策課総務グループ

電話 0 5 9 - 3 8 2 - 9 0 1 4

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

電話 0 5 9 - 3 8 2 - 8 6 7 4